○環境省告示第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務については、福島地方環境事務所長に委任し、平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十九日

環境大臣　中川　雅治

補助金等の予算科目	事務の内容
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（廃棄物処理施設モニタリング等事業に限る。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金等の交付の条件の付加 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 五　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示 六　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金等の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令 十二　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令 十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理 十四　法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知 十五　法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正のための措置の命令 十六　法第十七条第一項又は第二項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し 十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令 十八　法第二十一条第一項の規定による返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収 十九　法第二十一条の二の規定による理由の提示 二十　法第二十二条の規定による財産の処分の承認 二十一　法第二十三条第一項の規定による立入検査及び関係者に対する質問の実施 二十二　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理 二十三　法第二十五条第二項の規定による不服の申出に係る必要な措置及び通知

○防衛省告示第六十八号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成三十年三月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

本則ただし書中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「及び第五号」を「から第七号まで」に、「航空機であって、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省に指定された空港に着陸するもの」を「航空機（第四号及び第五号に掲げる航空機にあっては、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省に指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）」に改める。

本則第一号及び第二号中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「第五号」を「第七号」に改め、同第三号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日」に改め、「第五号」の次に「及び第七号」を加え、同第四号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「取組」を「一年以下の取組」に改め、「）に限る」の次に「。第六号において同じ」を加え、「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、同第五号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「取組」を「一年以下の取組」に改める。

本則に次の二号を加える。

六　平成二十九年九月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年を超える取組についての届出があった指定空港に着陸する航空機のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間（当該航空機に係る国際路線が拡大した日（平成二十九年三月二十六日以後の日に限る。）の属する月前の直近の継続した十二月間。次号において同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）　二十分の七

七　平成二十九年九月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年を超える取組についての届出があった指定空港に着陸する航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）　四分の一